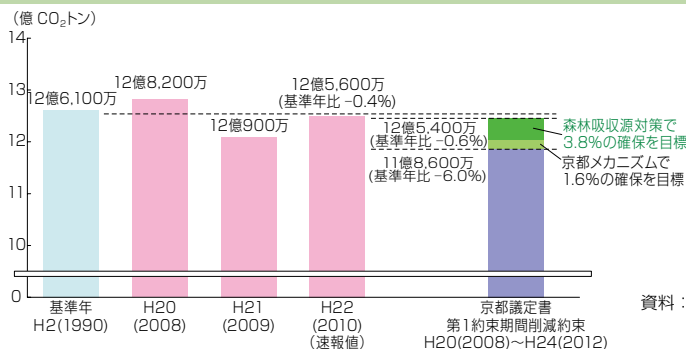


第Ⅱ章 地球温暖化と森林

1. 地球温暖化の現状

- 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」第4次評価報告書は、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された気温上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加が原因である可能性が非常に高いと結論。
- 平成22(2010)年度の我が国の温室効果ガスの総排出量(速報値)は、前年度から3.9増の12億5,600万CO₂トン。基準年を0.4%下回る水準。

第1約束期間における我が国の温室効果ガス排出量



2. 京都議定書の目標達成に向けた取組

(1) 森林吸収源対策

- 京都議定書に基づき、温室効果ガス排出削減目標の達成のため、我が国は平成2(1990)年以降の「新規植林」、「再植林」、「森林減少」及び「森林経営」による二酸化炭素の吸収・排出量を計上。
- 政府は、京都議定書目標達成計画に定める年間1,300万炭素トンの森林吸収量の確保に向け、森林整備、木材供給、木材の有効利用等の総合的な取組を推進。

(2) 森林関連分野のクレジット化の取組

- 近年、森林関連分野において、二酸化炭素の排出削減量や吸収量をクレジット化する取組が拡大。
- 平成23(2011)年12月現在、「国内クレジット制度」では、化石燃料から間伐材等のバイオマスへのボイラー燃料の転換等について、135件、約10万1千CO₂トン、「オフセット・クレジット(J-VER)制度」では、化石燃料から木質バイオマスへの燃料転換や間伐等の森林経営活動について、70件、約15万5千CO₂トンが認証済。

事例 都市部の自治体が地方の自治体での森林整備によりカーボン・オフセット

長野県は、企業等の支援により間伐を実施した森林を対象として、二酸化炭素吸収量を評価・認証する「森林CO₂評価・認証制度」を実施。

東京都新宿区は、友好都市の長野県伊那市において、間伐を実施した市有林を対象に、二酸化炭素吸収量の認証を受けて、排出削減目標の達成に利用。

新宿区の支援により路網整備と搬出間伐を実施した長野県伊那市市有林



(3)地球温暖化防止に向けた木材利用

- 木材は、炭素を貯蔵する、製造・加工に要するエネルギーが少ない、化石燃料の代替により二酸化炭素の排出を抑制するなどの特性あり。木材利用は地球温暖化防止に貢献。
- 木材利用に係る環境貢献度を数値化する「見える化」の取組として、「カーボンフットプリント」や「建築環境総合性能評価システム(CASBEE)」等が進展。

事例 建築物への木材利用により地球温暖化防止に貢献

東京都港区は、平成23(2011)年10月より、延べ床面積5,000㎡以上の建物の建築主に、同区と協定を締結した自治体から産出された木材(協定木材)を優先的に使用することを奨励し、その木材使用量に応じて二酸化炭素固定量を認定する制度を導入。構造材、内外装材、外構材、家具等で、延べ床面積1㎡当たり0.001㎡以上の木材使用を奨励。



3. 2013年以降の国際的な気候変動対策の枠組み

- 2011年11～12月に南アフリカ共和国で開催された第17回締約国会議(COP17)では、将来の枠組みについて、遅くとも2015年中に作業を終えて、議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果を2020年から発効させ、実施に移す道筋について合意。
- 2013年から2017年又は2020年までを京都議定書の第2約束期間に設定。我が国は、主要排出国の参加しない第2約束期間の設定は将来の包括的な枠組みの構築に資さないとの考えにより、第2約束期間には参加せず。
- 森林分野では、第2約束期間において、森林吸収量の算定方式を「参照レベル方式」とすること、搬出後の木材(伐採木材製品(HWP^注))に貯蔵されている炭素量の変化を各国の温室効果ガス吸収量又は排出量として計上できること等について合意。
- 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)の取扱いについて議論。

注：Harvested Wood Productsの略。

